

横浜市市庁舎移転新築工事に伴う解体撤去その他工事における
特殊車両通行許可条件の不履行について

横浜市市庁舎移転新築工事に伴う解体撤去その他工事において、杭撤去工事に用いる大型重機を運搬する際に、道路法に基づく特殊車両通行許可の条件である誘導車の配置や時間帯制限を履行していないことが確認されました。

道路管理者へ報告するとともに、請負業者への安全対策、法令遵守の総点検を実施し、再発防止に努めます。

1 許可条件の不履行の内容

誘導車の未配置（特殊車両の前後2台）、時間帯制限（21時～6時通行可）を越えた通行

2 通報日時

平成28年8月24日（水）午前9時10分頃

3 工事場所

横浜市中区本町6-50

4 工事名・請負業者名

工事名：横浜市市庁舎移転新築工事に伴う解体撤去その他工事

請負業者名：竹中・西松建設共同企業体

工事期間：平成28年6月8日から平成29年3月31日

5 許可条件の不履行を確認した経緯

竹中・西松建設共同企業体が解体工事を行うにあたり、杭撤去工事を八州建機^{ほっしゅう}㈱と6月8日に下請契約しました。

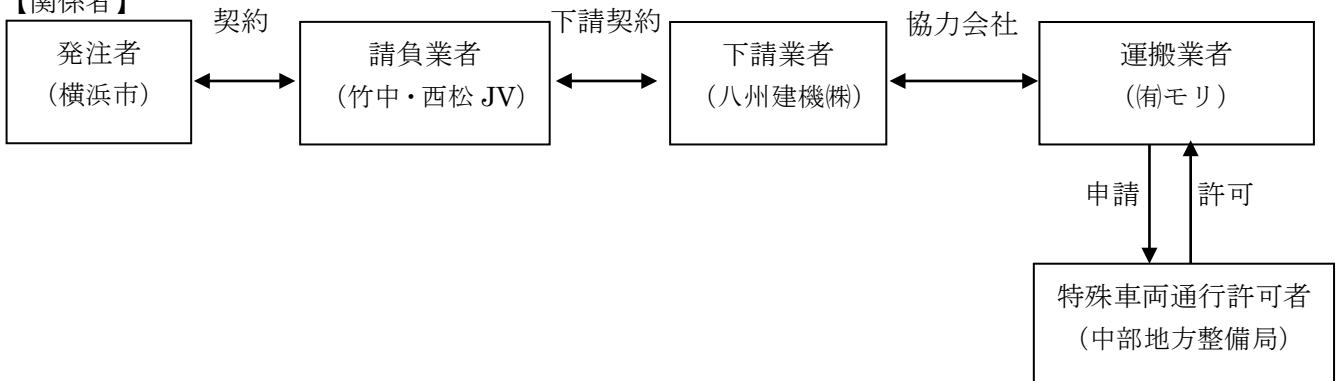
八州建機^{ほっしゅう}㈱は、杭撤去工事に用いる大型重機の運搬を、協力会社の運搬業者である(有)モリに依頼しています。

(有)モリは、道路管理者（許可者は中部地方整備局、経路上の道路管理者は横浜市道路局管理課含む6者）から特殊車両通行許可を受けており、大型重機の運搬を7月6日から7月25日まで行いました。

8月24日午前9時10分頃、特殊車両の通行に際し、道路管理者が付した許可条件を履行していないのではと電話による通報があり、発注者から請負業者にヒアリングを行いました。

請負業者が下請業者に確認したところ、運搬業者が道路管理者の許可条件の一部を履行していない状況があったとの第一報があり、さらに運搬業者の運行実績について確認を行い、同日午後3時に許可条件の一部に不履行があったことを確認しました。

【関係者】



6 対応及び再発防止策

請負業者に対して安全対策及び法令遵守を徹底するよう厳重注意し、許可条件の履行を怠ったことについて原因究明・総点検を行うとともに、請負業者としての再発防止策を速やかに報告するよう指示しました。

また、発注者として特殊車両通行許可条件の一部不履行を確認したことについて、経路上の道路管理者である横浜市道路局管理課へ報告しました。

お問合せ先
総務局管理課新市庁舎整備担当課長 大場 重雄 Tel 045-633-3910